

議案第28号

佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正について

佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和6年2月22日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年佐野市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第7条中「又は外周境界線」を「、外周境界線又は緩衝緑地の境界線」に改める。

別表第1に次のように加える。

田島地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された田島地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
--------------	--

別表第2に次のように加える。

田島地区地区整備計画区域	産業地区	次に掲げる建築物 (1) 工場（法別表第2(る)項第1号に掲げるものを除く。） (2) 前号の建築物に附属する	200パーセント	60パーセント	2,000平方メートル。ただし、巡查派出所、公衆電話所その他これらに類する	道路境界線、田島地区地区整備計画区域の外周境界線及び緩衝緑地（幅員が5メ
--------------	------	---	----------	---------	---------------------------------------	--------------------------------------

	<p>事務所であって、床面積の合計が500平方メートル以内であるもの</p> <p>(3) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの</p>	<p>公益上必要な建築物の敷地として使用する場合を除く。</p> <p>1メートル以上の緩衝緑地に限る。)の境界線までの距離は、2メートル以上</p>
業務地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 工事用機械の物品販売業を営む店舗であって、床面積の合計</p>	<p>500平方メートル。ただし、巡査派出所、公衆電話所その他これらに</p>

		<p>が500平方メートル以内であるもの</p> <p>(2) 工場（法別表第2(る)項第1号に掲げるものを除く。）</p> <p>(3) 床面積の合計が500平方メートル以内の事務所</p> <p>(4) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p> <p>(5) 前各号の建築物に附属するものであって、</p>		<p>類する公益上必要な建築物の敷地として使用する場合を除く。</p>		
--	--	---	--	-------------------------------------	--	--

		床面積の 合計が5 00平方 メートル 以内であ るもの					
--	--	---	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

田島地区地区整備計画区域における建築物に関する制限を定めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第28号参考資料

佐野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行								改 正 案							
(建築物の壁面の位置の制限)								(建築物の壁面の位置の制限)							
第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線、隣地境界線又は外周境界線までの距離は、別表第2の地区の区分に応じ、それぞれ同表(オ)欄に掲げる数値でなければならない。								第7条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線、隣地境界線、 <u>外周境界線又は緩衝緑地の境界線</u> までの距離は、別表第2の地区の区分に応じ、それぞれ同表(オ)欄に掲げる数値でなければならない。							
別表第1 (第2条関係)								別表第1 (第2条関係)							
名称				区域				名称				区域			
(略)				(略)				(略)				(略)			
								<u>田島地区地区整備計画区域</u>		都市計画法第20条第1項の規定により告示された田島地区地区計画の区域のうち、 <u>地区整備計画が定められた区域</u>					
別表第2 (第3条-第8条関係)								別表第2 (第3条-第8条関係)							
地区整備計画区域	地区	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	地区整備計画区域	地区	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)
		建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限(外壁の後退距離)	建築物の高さの最高限度			建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の壁面の位置の制限(外壁の後退距離)	建築物の高さの最高限度
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>田島地区地区整備計画</u>	<u>産業地区</u>	次に掲げる	200パーセント	60パーセント	2,000平方メートル	道路境界線、 <u>田島地区地区</u>		<u>田島地区地区整備計画</u>	<u>産業地区</u>	次に掲げる	200パーセント	60パーセント	2,000平方メートル	道路境界線、 <u>田島地区地区</u>	
		建築物以外				の建築物									

画区域

(1) 工場  
(法別表  
第2(る)  
項第1号  
に掲げる  
ものを除  
く。)

(2) 前号  
の建築物  
に附属す  
る事務所  
であつて、  
床面積の  
合計が500  
平方メー  
トル以内  
であるも  
の

(3) 巡査  
派出所、  
公衆電話  
所その他  
これらに  
類する公

巡査派出  
所、公衆  
電話所そ  
の他これ  
らに類す  
る公益上  
必要な建  
築物の敷  
地として  
使用する  
場合を除  
く。

整備計画  
区域の外  
周境界線  
及び緩衝  
緑地(幅  
員が5メ  
ートル以  
上の緩衝  
緑地に限  
る。)の  
境界線ま  
での距離  
は、2メー  
トル以上

	<p>益上必要な建築物</p> <p>(4) 前3号の建築物に附属するもの</p>	
業務 地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物</p> <p>(1) 工 用機械の 物品販売 業を営む 店舗であ って、床 面積の合 計が500平 方メートル以内で あるもの</p> <p>(2) 工場 (法別表 第2(る) 項第1号</p>	<p>500平方メートル。 ただし、 巡査派出所、公衆 電話所その他これ らに類する公益上 必要な建築物の敷 地として 使用する 場合を除く。</p>

に掲げる  
ものを除  
く。)

(3) 床面  
積の合計  
が500平方  
メートル  
以内の事  
務所

(4) 巡査  
派出所、  
公衆電話  
所その他  
これらに  
類する公  
益上必要  
な建築物

(5) 前各  
号の建築  
物に附属  
するもの  
であつて、  
床面積の  
合計が500



		<u>平方メー</u> <u>トル以内</u> <u>であるも</u> <u>の</u>					
--	--	---	--	--	--	--	--